

当署管内における労災が発生しやすい状況は次のとおりです。

経験年数**3**年以下
(全体の約**33.3%**)
※経験年数**1**年以下
(全体の**20%**)
(令和3年9月末現在)

7月労働災害多発

※夏場は労働災害が多いため気を付けましょう！

(令和元年、令和2年)

墜落・転落災害
(全体の約20%)
※特に脚立による災害多発
転倒災害
(全体の約30%)
※雪による災害を除く
(令和3年9月末現在)

- ・雇入時教育の徹底
- ・作業手順書の作成及び労働者への周知
- ・職長能力向上教育の実施

毎月**28**日
労災件数最多

※特に下旬に災害が集中
(令和2年)

災害事例と対応策

事例

対応策

フォークリフトを用いて作業を行っていたが、他の労働者の存在に気づかず、激突した。【全業種】

作業計画を定め運行経路を明確にする。危険箇所に入らせないような措置を講じるか誘導者を配置し、その者に誘導させる。



脚立上で清掃作業を行っていたが、バランスを崩して転落し、ケガをした。【ビルメンテナンス業】

滑り止めの状況を確認し、安定した場所に設置する。天板上や天板をまたいで作業しない。



はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！



STOP! 転倒災害

プロジェクト

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。

皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！



STOP! 転倒

検索

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	〇年 〇月〇〇日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名◎	〇〇 〇〇
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名◎	〇〇 〇〇

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。